

【新設】（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）

43 の 3-5 法人が、その取得等をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該法人の営む事業の用に供したもとして措置法第 43 条の 3 の規定を適用する。

【解説】

1 法人が取得等をした被災代替資産等について、本制度の適用を受けるためには、その被災代替資産等を自己の事業の用に供することを要し、機械及び装置にあっては、貸付けの用に供した場合にはその適用がないこととされている（措法 43 の 3 ①）。

しかし、一口に貸付けの用といっても、その貸付けをするに至った事情や貸付けの態様には様々なものがあり、これを一律に本制度の適用対象外とすることについては、やや問題がある。特に、法人が専属の下請業者に対してその製品の加工等をさせるために貸与する被災代替資産等については、その実態は、当該法人が自ら事業の用に供していると見る余地がある。

そこで、本通達では、本制度の適用対象法人が、その取得等をした被災代替資産等に該当する機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合においても、その機械及び装置が、専ら当該適用対象法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときには、その機械及び装置は当該適用対象法人の営む事業の用に供されたものとして、本制度の適用を認めることを明らかにしている。

2 なお、形式的には貸付けの用に供されていたとしても専ら自社のためにする加工等の用に供されていれば本制度の適用を認めるといった考え方を採用することについては、本制度が特定非常災害により被害を受けた事業者の再建等に資する制度であることとの関係においても整合的であるといえる。

3 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 18-5）を定めている。